



# 山形県公報

平成26年10月14日（火）  
第2588号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………（危機管理課） ……1121

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課） ……1127
- 土地改良区の定款変更の認可……………（最上総合支庁農村計画課） ……1128
- 県営土地改良事業計画の変更……………（置賜総合支庁農村計画課） ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課） ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同） ……1129
- 市町村が行う国土調査の指定……………（農村整備課） ……同

## 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第59号

#### 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則（昭和35年1月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

- 第1条第1項中「第23条第1項各号」を「第4条第1項各号」に、「第30条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第2項中「第23条第1項」を「第17条第1項」に改める。
- 第2条中「第9条第1項」を「第3条第1項」に改める。
- 第3条中「総理府令、厚生省令」を「総理庁令、厚生省令、内務省令」に改める。
- 第8条中「第24条第5項」を「第7条第5項」に改める。
- 第10条中「第27条第4項」を「第10条第3項において準用する法第6条第4項」に改める。
- 第11条第3項中「第25条」を「第8条」に、「第29条」を「第12条」に改める。
- 第14条中「別記様式第44号」を「別記様式第45号」に改める。
- 別表第1第1項中「収容施設の給与」を「避難所及び応急仮設住宅の供与」に改め、同項第1号イ中「を避難所に収容する」を「に供与する」に改め、同号ロ中「避難所は」を「原則として」に、「既存建物の利用を原則とするが」を「既存の建物を利用する。ただし」に、「得難いとき」を「利用することが困難な場合」に、「運営」を「設営」に改め、同号ハ中「避難所設置」を「避難所の設置」に、「とし」を「として」に、「300円以内とする」を「310円（冬季（10月から翌年の3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とする」に改め、同ハただし書中「冬季（10月～3月）の場合においては、別に定める額を加算し、」を「福祉避難所（」に、「障害者」を「障がい者」に、「避難所での」を「避難所での」に、「者を収容する福祉避難所」を「ものに供与する避難所をいう。）」に、「においては、特別な」を「は、当該地域において当該特別な」に改め、「当該地域における」を削り、同項第2号イ中「応急仮設住宅は、」を削り、「者を収容する」を「ものに供与する」に改め、同号ロ中「応急仮設住宅の」を削り、「規模は」を「規模は、」に、「2,401,000円」を「2,530,000円」に改め、同号ニ中「高齢者等」を「老人居宅介護等事業（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業をいう。）等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等」に、

「ものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を容易に実施することができる構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を「複数のものに供与する施設」に改め、同号ホ中「に収容する」を「を供与する」に改め、同号ヘ中「応急仮設住宅の設置については、」を削り、同号ト中「による期限内（最高2年以内）」を「又は第4項に規定する期限まで」に改め、同表第2項第1号イ中「炊出しその他による食品の給与は、」を削り、「収容された」を「避難している」に改め、同号ロ中「炊出しその他による食品の給与は、」を削り、同号ハ中「とし、」を「として」に、「1,010円」を「1,040円」に改め、同号ニ中「場合においては」を「場合は」に改め、同項第2号イ中「飲料水の供給は、災害のため」を「災害のために」に改め、同号ロ中「給水及び」を「給水若しくは」に、「、器具」を「又は器具」に、「及び資材費」を「又は資材の費用」に改め、同表第3項第1号中「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、」を削り、「）若しくは」を「以下同じ。）、」に、「日用品等」を「生活必需品」に、「き損」を「損傷」に改め、同項第2号中「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、災害発生の日をもって決定する。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

| 季別 | 1人世帯の額 | 2人世帯の額 | 3人世帯の額 | 4人世帯の額 | 5人世帯の額 | 世帯員の数が5人を超える場合において、1人を増すごとに加算する額 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|----------------------------------|
|    | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円                                |
| 夏季 | 17,800 | 22,900 | 33,700 | 40,400 | 51,200 | 7,500                            |
| 冬季 | 29,400 | 38,100 | 53,100 | 62,100 | 78,100 | 10,700                           |

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 季別 | 1人世帯の額 | 2人世帯の額 | 3人世帯の額 | 4人世帯の額 | 5人世帯の額 | 世帯員の数が5人を超える場合において、1人を増すごとに加算する額 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|----------------------------------|
|    | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円                                |
| 夏季 | 5,800  | 7,800  | 11,700 | 14,200 | 18,000 | 2,500                            |
| 冬季 | 9,400  | 12,300 | 17,400 | 20,600 | 26,100 | 3,400                            |

別表第1第4項第1号イ中「医療は、」を削り、同号ロ中「医療は、」を削り、「よつて」を「おいて」に改め、同ロただし書中「場合においては」を「場合は」に、「診療所（「」を「診療所（」に、「」に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は「柔道整復師法（昭和45年法律第19号）」に規定する」を「又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は」に、「、医療」を「医療」に改め、同号ハ中「医療は、」を削り、同号ニ中「、使用」を「使用」に、「及び」を「、」に、「、国民健康保険」を「国民健康保険」に、「、協定料金」を「協定料金」に改め、同項第2号イ中「助産は、」を削り、「以後」を「以後の」に、「者に」を「ものに」に改め、同号ロ中「助産は、」を削り、同号ハ中「、使用」を「使用」に、「、慣行料金」を「慣行料金」に、「2割引」を「100分の80」に改め、同表第5項各号列記以外の部分及び同項第1号中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同号中「生命、」を「生命若しくは」に改め、同項第2号中「災害にかかった者」を「被災者」に、「船艇」を「舟艇」に、「、燃料等とし、費用の額は」を「及び燃料費とし、」に改め、同項第3号中「災害にかかった者の救出期間」を「被災者の救出を実施する期間」に改め、同表第6項中「災害にかかった」を「被災した」に改め、同項第1号中「住宅の応急修理は、」を削り、同項第2号中「住宅の応急修理は、」を削り、「日常生活の」を「日常生活に」に、「520,000円」を「547,000円」に改め、同表第7項第1号中「生業に必要な資金の貸与は、」を削り、「災害」を「、災害」に改め、同項第

2号中「生業に必要な資金は、」を削り、「資材等」を「資材」に、「見込」を「見込みが」に改め、同項第3号中「生業に必要な資金の貸与」として貸し付けする金額を「生業に必要な資金として貸与する額」に改め、同表第8項第1号中「学用品の給与は、災害により」及び「(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)」を削り、「そう失又はき損」を「喪失又は損傷」に改め、同項第2号中「学用品の給与は、」を削り、同号イ中「その他の教材」を削り、同項第3号イ中「教科書その他の教材費」を「教科書代」に改め、同表第9項第1号中「埋葬は、」を削り、「応急的処置の程度」を「応急的処理程度」に改め、同項第2号中「埋葬は、次の範囲内において、なるべく」を「原則として、」に、「棺材等」を「棺材」に、「実際に埋葬を実施する者に支給する」を「次の範囲内で行う」に改め、同項第3号中「201,000円」を「206,000円以内」に、「160,800円」を「164,800円」に改め、同表第10項を次のように改める。

#### 10 死体の搜索及び処理

##### (1) 死体の搜索

- イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- ロ 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- ハ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

##### (2) 死体の処理

- イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- ロ 次の範囲内において行う。
  - (イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
  - (ロ) 死体の一時保存
  - (ハ) 検案
- ハ 検案は、原則として救護班において行う。
- ニ 死体の処理のため支出する費用は、次のとおりとする。
  - (イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。
  - (ロ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,200円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算する。
  - (ハ) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- ホ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

別表第1第11項を削り、同表第12項中「著しく」を「著しい」に改め、同項第1号中「障害物の除去は、」を削り、「部分又は玄関等」を「場所又は玄関」に改め、同項第2号中「障害物」を「障害物の」に改め、同号中「の額」を削り、同項を同表第11項とし、同表第13項各号列記以外の部分及び同項第1号中「応急救助」を「救助」に改め、同号中「次に」を「次に」に改め、同号ハ中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同項第2号及び第3号中「応急救助」を「救助」に改め、同項を同表第12項とする。

別表第2中「第24条第5項」を「第7条第5項」に改め、同表第1項中「第10条第1号」を「第4条第1号」に改め、同項第2号中「県職員等の給与に関する条例」を「山形県職員等の給与に関する条例」に改め、同表第2項中「第10条第5号」を「第4条第5号」に改める。

別記様式第1号中「平成 年」を「年」に、「第30条第1項」を「第13条第1項」に改める。

別記様式第2号(1)から別記様式第2号(4)まで中「第26条」を「第9条」に改める。

別記様式第3号中「第26条」を「第9条」に、「同法施行規則」を「災害救助法施行規則」に、「使用」を「又は使用」に改める。

別記様式第4号中「第26条」を「第9条」に、「同法施行規則」を「災害救助法施行規則」に改める。

別記様式第6号中「第26条」を「第9条」に改める。

別記様式第8号(表)中「第24条」を「第7条」に改め、同様式(裏)第3項中「職員」を「職員等」に改め、同様式(裏)第5項中「第45条」を「第31条」に、「6箇月」を「6月」に、「50,000円」を「300,000円」に改める。

別記様式第9号中「第24条」を「第7条」に、「同法施行規則」を「災害救助法施行規則」に改める。

別記様式第11号中「下記により実費を弁償してください」を「災害救助法施行規則第5条の規定により、下記の





別記様式第22号中 「故障の概要」 を 「修繕の概要」 に改め、同様式の注書第2項中「故障の概要」を「修繕の概要」に、「修理の」を「修繕の」に、「修理箇所」を「修繕箇所」に改める。

別記様式第23号中 「小学生 中学生」 を 「小学校児童 中学校生徒」 に改める。

別記様式第25号中 「り災台帳番号」 を 「被災台帳番号」 に改め、同様式の注書第1項中「り災」を「被災」に改め、

同注書第3項中「り災者」を「被災者」に改める。

別記様式第31号中「り災者救出状況記録簿」を「被災者救出状況記録簿」に改め、同様式の注書第3項中「故障の概要」を「修繕の概要」に、「故障の」を「修繕の」に、「故障箇所」を「修繕箇所」に改める。

別記様式第34号中「り災使用教科書等調」を「被災使用教科書調」に改める。

別記様式第36号を次のように改める。

様式第36号

学用品購入（配分）計画表

| 小中高<br>区分<br>品名<br>単価 | 小学校児童 |    |    | 中学校生徒 |    |    | 高等学校等生徒 |    |    | 合計 |    | 備考 |
|-----------------------|-------|----|----|-------|----|----|---------|----|----|----|----|----|
|                       | 児童数   | 数量 | 金額 | 生徒数   | 数量 | 金額 | 生徒数     | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |    |
| 円                     | 人     |    | 円  | 人     |    | 円  | 人       |    | 円  |    | 円  |    |
|                       |       |    |    |       |    |    |         |    |    |    |    |    |
| 計                     |       |    |    |       |    |    |         |    |    |    |    |    |

（注）本表は、学用品のうち、文房具及び通学用品のみとし、教科書（教材を含む。）については、別途適宜作成するものであること。

別記様式第44号中「臨時備上人夫勤務状況表」を「賃金職員等勤務状況表」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第45号

応急仮設住宅台帳

| 応急仮設住宅番号 | 世帯主氏名 | 家族数 | 所在地 | 構造区分 | 面積 | 敷地区分 | 着工月日 | 施行月日 | 入居月日 | 実支出額 | 備考 |
|----------|-------|-----|-----|------|----|------|------|------|------|------|----|
|          |       | 人   |     |      |    |      | 月日   | 月日   | 月日   | 円    |    |
|          |       |     |     |      |    |      |      |      |      |      |    |
|          |       |     |     |      |    |      |      |      |      |      |    |
|          |       |     |     |      |    |      |      |      |      |      |    |
|          |       |     |     |      |    |      |      |      |      |      |    |
|          |       |     |     |      |    |      |      |      |      |      |    |
|          |       |     |     |      |    |      |      |      |      |      |    |
|          |       |     |     |      |    |      |      |      |      |      |    |
| 計        | 世帯    |     |     |      |    |      |      |      |      |      |    |

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。  
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。  
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。  
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。  
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。  
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県災害救助法施行細則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

**告 示**

山形県告示第884号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|---------------------------------------|------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 特定非営利活動法人わいわい・かんとりー<br>飽海郡遊佐町吉出字石動6番地 | わいわい・かんとりー<br>飽海郡遊佐町吉出字石動6番地 | 就労継続支援（B型）  | 14名 | 平成26. 9. 24 |

**山形県告示第885号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
太鼓胴土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡真室川町大字大沢1380
- 3 認可年月日  
平成26年10月6日

**山形県告示第886号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営菽生地区土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営菽生地区土地改良事業変更計画書（ため池等整備事業）の写し
- 2 縦覧に供する場所  
飯豊町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成26年10月14日から同年11月12日まで
- 4 その他

この告示に係る変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この変更については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第887号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今野川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 丸 山 光 平 | 鶴岡市羽黒町荒川字西田157番地 |
| 同        | 小 南 勇 一 | 同 上野新田字中台4番地     |



|     |           |   |             |
|-----|-----------|---|-------------|
| 同   | 阿 部 清     | 同 | 仙道字聖宮 7 番地  |
| 同   | 榎 本 義 郎   | 同 | 後田字東93番地    |
| 同   | 丸 山 廣 美   | 同 | 荒川字鉢巻95番地   |
| 同   | 遠 藤 一 郎   | 同 | 水沢125番地     |
| 監 事 | 日 向 三 郎   | 同 | 川代字川代山873番地 |
| 同   | 佐 藤 伊 佐 夫 | 同 | 荒川字白山51番地   |
| 同   | 小 泉 晴 男   | 同 | 川代字向山175番地  |

山形県告示第888号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今野川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成26年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 榎 本 義 郎   | 鶴岡市羽黒町後田字東93番地 |
| 同        | 遠 藤 一 郎   | 同 荒川字水沢125番地   |
| 同        | 百 瀬 弘 和   | 同 上野新田字中台 9 番地 |
| 同        | 丸 山 光 平   | 同 荒川字西田157番地   |
| 同        | 齋 藤 良 助   | 同 家ノ下55番地      |
| 同        | 山 口 三 郎   | 同 仙道字聖宮50番地    |
| 監 事      | 日 向 三 郎   | 同 川代字川代山873番地  |
| 同        | 佐 藤 伊 佐 夫 | 同 荒川字白山51番地    |
| 同        | 小 泉 晴 男   | 同 川代字向山175番地   |

山形県告示第889号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条第 3 項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

平成26年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
平成26年 9 月19日

- 2 調査を行う者の名称  
飯豊町
- 3 調査地域  
西置賜郡飯豊町大字手ノ子の一部
- 4 調査期間  
平成26年9月30日から平成28年3月20日まで